

< 取引開始基準 >

1. 当社では、お客様との金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引等契約の締結に先立ち、適正な取引を行っていただくために口座設定書、その他の書類に次の必要事項をご記入いただき、適合性の審査を行っております。

- (1) 氏名、生年月日、性別、家族構成。
- (2) 住所・連絡先。
- (3) 職業、勤務先、勤務先住所、役職。
- (4) 収入及び財産の状況。
- (5) 商品デリバティブ取引、為替証拠金取引、証券取引等の経験の有無及びその程度(取引会社名、取引期間、投資額)。
- (6) 受託契約を締結する目的。
- (7) 商品デリバティブ取引についての理解度。
- (8) 投資可能資金額。
- (9) 反社会的勢力でない旨の表明・確約書。
- (10) その他必要と認める事項。

2. 口座設定書の内容が次の各号に該当するお客様はお取引できません。

- (1) 未成年、精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方。
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方。
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方。
- (4) 商品デリバティブ取引等をするための借入をしようとする方。
- (5) 若年者(25歳以下)の方。
- (6) 損失が生ずるおそれのある取引を望まない方。
- (7) 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方。
- (8) その他、当社が商品デリバティブ取引等契約の締結に適さないと判断した方。

3. 次の各号に該当するお客様は、当社の定める申出書等を提出いただくことで適合性の審査をさせていただきます。

- (1) 長期療養者及びそれに準ずる方(一ヶ月程度)。
- (2) 一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない方。
- (3) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関及び公共団体等の公金出納取扱者、企業の財務ないし経理担当者。
- (4) 一定の高齢者(75歳以上)。
- (5) 恩給、年金、退職金、保険金等により生計を立てている方。
- (6) 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘。

お問い合わせ先

株式会社アステム お客様相談窓口

フリーダイヤル 0120-977-925 FAX 06-4790-3411

平日 午前9時～午後5時

〒540-6591

大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8F

06-4790-3401